

平成27年度
自殺総合対策東京会議
会議録

平成28年2月22日
東京都福祉保健局

【堅多課長】 それでは、大変お待たせいたしました。まだ、出席予定の1名の委員の方が、到着されていないのですが、時間になりましたので、平成27年度自殺総合対策東京会議を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただきます、福祉保健局自殺総合対策担当課長の堅多でございます。議事に入りますまで進行させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、座って失礼いたします。

初めに、お手元の資料でございます。本日の会議の資料が、まず、ダブルクリップでとめてございます。量が多いため、資料確認は説明ごとにさせていただきますので、もし、各説明の際に不足しておりましたら、挙手いただきましたら事務局がお渡しいたします。それから、A4のホッチキスどめで、委員提供資料がございます。議事の(2)各委員からの報告の中でご説明をいただきます。それから、最後に配布物といたしまして、机上に、リーフレット類が4種類ございます。これもまた後ほど、簡単にご説明をさせていただきます。その他に、座席表を配付させていただいております。

本会議は、お手元資料2の、自殺総合対策東京会議設置要綱第9条によりまして、公開となっておりますため、議事の内容につきましては、後ほどホームページで公開をさせていただきます。

カメラにつきましては、議事に入る前までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料1の委員名簿でございます。ご覧くださいませ。平成27年4月1日から2年の任期で委員にご就任いただいております。今回は最初の回でございますので、お名前のみ、私のほうからご紹介させていただきますので、皆様、座ったままでよろしく願いいたします。

まずは、大野裕委員でございます。

【大野委員】 よろしく願いいたします。

【堅多課長】 寒川由美子委員でございます。

【寒川委員】 よろしく願いいたします。

【堅多課長】 繁田雅弘委員は、欠席のご連絡をいただいております。

高塚雄介委員でございます。

【高塚委員】 (礼)

【堅多課長】 猪口正孝委員でございます。

【猪口委員】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 一瀬委員でございますが、本日は欠席で、かわって代理で小野稔様にご出席いただいております。

【一瀬委員代理（小野常務理事）】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 平川淳一委員でございます。

【平川委員】 （礼）

【堅多課長】 神山昭男委員でございます。

【神山委員】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 横山宏委員でございます。

【横山委員】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 岩田利延委員でございます。

【岩田委員】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 湊元良明委員でございます。

【湊元委員】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 前川忠生委員でございますが、本日ご欠席で、すいませんちょっとこちらに飛んでしまいます、佐々木千絵様にご出席いただいております。

【前川委員代理（佐々木部長）】 よろしくお願いいいたします。

【堅多課長】 それから、室谷委員でございますが、本日は欠席で、滝澤広明様にご出席いただいております。

【室谷委員代理（滝澤部長）】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 杉浦賢次委員でございます。

【杉浦委員】 杉浦でございます。よろしく申し上げます。

【堅多課長】 亀井時子委員でございます。

【亀井委員】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 樋口裕子委員でございます。

【樋口委員】 よろしくお願いいいたします。

【堅多課長】 前島正明委員でございます。

【前島委員】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 清水哲雄委員でございます。

【清水（哲）委員】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 齋藤友紀雄委員でございますが、本日はご欠席でございます。
清水康之委員でございます。

【清水（康）委員】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 杉本脩子委員でございます。

【杉本委員】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 岩瀬信也委員でございます。

【岩瀬委員】 よろしくお願いいいたします。

【堅多課長】 濱野健委員でございますが、本日ご欠席でございます。
井澤邦夫委員でございます。

【井澤委員】 よろしくお願いいいたします。

【堅多課長】 橋本聖二委員でございます。

【橋本委員】 よろしく申し上げます。

【堅多課長】 笹井敬子委員でございます。

【笹井委員】 よろしくお願いいいたします。

【堅多課長】 委員の紹介は、以上でございます。

裏面の幹事につきましては、幹事名簿をもちまして紹介にかえさせていただきます。

ここで、開会に当たりまして、福祉保健局保健政策部長の上田よりご挨拶申し上げます。

【上田部長】 東京都福祉保健局保健政策部長の上田でございます。本日は、委員の皆様方にはご多忙のところ、当会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから東京都の自殺対策にご協力いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

我が国の自殺者の数でございますけれども、平成10年に急増して以来、3万人前後という状態が続いておりましたけれども、近年は若干減少傾向が見られているものの、依然、諸外国に比べると非常に高い水準で推移しているところでございます。

また、東京都におきましても、毎年2,500人前後の方が自殺によって尊い命を失われており、そのうち約3割が若年層といわれる方で、これは全国状況と比べましても高い水準となっております。

こうした中、東京都では、この、本日の自殺総合対策東京会議を設置いたしまして、区市町村や民間団体など、皆様方と幅広く連携をさせていただいて、東京における自殺総合

対策の基本的な取組方針をもとに、東京の自殺の実態を踏まえながら自殺対策に取り組んでまいりましたが、現状、若年層ですとか自殺未遂者など、自殺リスクが高い方への支援を重点課題の1つとして、取り組んでいるところでもございます。

改めて申し上げるまでもなく、自殺というものはさまざまな原因、背景が複合的に多面的に絡み合っていると考えられておりまして、こういった予防の取組に関しましては、個人的な問題、そういったものだけではなくて、社会の問題として扱っていかないといけないと考えてございます。東京都といたしましても、今後も社会の状況をしっかりと踏まえながら、柔軟にまた迅速に、総合的な自殺対策を推進してまいりたいと考えてございます。

皆様方には、引き続きご指導ご協力のほど、よろしくようお願い申し上げます。本日は、よろしくようお願い申し上げます。

【堅多課長】 ありがとうございます。

なお、議事に先立ちまして、東京会議の設置要綱第4条に基づき、座長につきましては委員の互選で選出することとなっております。ご推薦等ございましたらお願いいたします。

高塚委員お願いいたします。

【高塚委員】 これまでに引き続き、大野委員にお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【堅多課長】 ただいま、高塚委員のご推薦で、大野委員ということで頂戴いたしましたが、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり・拍手)

【堅多課長】 ありがとうございます。ご異議ないようですので、座長は、大野委員に引き続きお願いいたします。

なお、会議中のご発言がある場合には、事務局がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

それでは、カメラはここで終了させていただきますので、お願いいたします。ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、大野座長にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【大野座長】 それでは、これから議事に入りたいと思っております。大野でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議を実りのあるものになりますように、皆様から忌憚のないご意見をいただけ

ればと思います。また、多くの委員の皆様からできるだけ多くのご意見を賜りたいと思いますので、議事の進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

最初に、議事（１）東京の自殺の現状について事務局から説明をお願いいたします。

【堅多課長】 それでは資料３、A３のペーパーで２枚ございます、ご覧くださいませ。まずは東京の自殺の現状ということで、自殺者数の推移、上が東京都で、下が全国でございます。東京都も全国も同じような推移の形をたどっておりまして、平成９年、１０年が一挙に自殺が増えたと。山一証券の崩壊ですとか、バブル、銀行の貸し渋り、貸し剥がしというような状況でございましたので一気に増えて、東京都の場合ですと、２,５００から２,９００の間を推移していましたが、平成２３年以降が、かなり経済状況も回復してきたというのがございまして減少傾向で、平成２６年には２,５００人を割りまして、２,４４３人となっております。

全国も同じような状況でございまして、平成２２年に３万人を切りまして、それ以降減少して、平成２６年には２万５,０００人を切ったという状況でございます。

次に、右側でございます。自殺者の年齢構成でございます。特に、東京都を全国と比べると顕著でございますのが、若者の自殺の割合が高いということで、白のところまでが３０歳、ちょっと黒っぽくかかっているのが２０歳代、その左が１０代ということになるのですが、どの年代も全国よりも多いという状況でございます。

それから、下をご覧くださいますと、年代別死因。これは１０代、２０代、３０代というのは１位が自殺でございます。これは大きくは変わっておらず、こういう状態が続いております。

それから１枚おめくりいただきますと、平成９年から５年ごと、２４年から２６年は２年間の間での年齢階級別の死亡率の推移、死亡率は、人口１０万人当たり何人死亡したかというものでございます。各年代とも多少減っている状況ではございますが、これを見ていただきますと、４０代以上の減少率は大きくなっておりますけれども、１０代・２０代の減少の幅が低いというような状況でございます。

下のところが、自殺未遂歴の有無別自殺者数の割合で、自殺を凶られた方のうち、過去に自殺未遂をされた割合がどれぐらいかというのでございます。総数では２０パーセントですが、女性の割合が３２パーセント、特に２０代では、女性が４０パーセントを超えるという数字も出ております。

それから、右に移っていただきまして、小、中、高、大学生の自殺者数の推移でござい

ます。小中高生は、25年に少し減少しましたが、また26年に戻ってきていると。増加減少が大きい状態ではございます。小学生は、女の子3人。中、高、大学になりますと、男子生徒の割合が高くなっているという状況でございます。

資料はつけておりませんが、自殺の主な原因・動機というのが、10代では進路の悩みとか失恋、学業不振で、ただ、病気、精神疾患のうつ病。20代、30代はうつ病の悩み、就職の失敗とか職場の人間関係等が要因として挙げられます。ただ、原因は1つということではなくて、いろいろな要因が複合的に絡まって、最終的に自殺に結びついてしまうと言われておりますので、単独のものではないというところでございます。

これらの統計の資料につきましても、まだ十分に私ども、分析を行っておりませんが、自殺者の総数は減少してきているとはいえ、若者についてはまだまだ対策をとっていく必要があるという状況でございます。

資料3の説明は、以上でございます。

【大野座長】 ありがとうございます。東京におけるさまざまな特徴を説明していただきました。特に、若年層の問題というのが大きいというのは、非常に大きい、これからの課題になると思います。

時間の都合もありますので、現状についての質疑応答は、後ほどの東京都における取組の中であわせて議論ができればと思います。

続きまして、議事（2）自殺対策の取組に係る委員からの報告に入ります。

本日は、委員の皆様方から貴重な資料が配付されております。それぞれの委員の皆様に説明をしていただければと思います。時間の関係もございますので、簡潔にお願いできればと思います。

まず、小野代理、提供資料のご説明をお願いいたします。

【一瀬委員代理（小野常務理事）】 それでは、私のほうから、東京都薬剤師会のほうからご報告させていただきます。お手元の資料1枚目をご覧くださいと思うんですけども、本年度の自殺対策強化月間ということで、3月が強化月間ですが、それに基づきまして、啓発活動の推進及びその悩みの抱えた人たちへの啓発ということで、ポスターを、1枚めくっていただきますと、内閣府の自殺対策推進室から、日本薬剤師会を通して東京都薬剤師会のほうに来ているわけですが、これに基づきまして、一番裏側にありますけれども、こういうサイズのポスターを各薬局のほうに掲載させていただきまして、啓発活動をしているということでございます。

またあわせまして、向精神薬等の多剤併用、ポリファーマシーの問題等の中で、ゲートキーパーとしての薬局の役割という形でチェックをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

【大野座長】 ありがとうございます。啓発活動、そしてゲートキーパーの役割についてご説明いただきました。

続きまして、清水康之委員、お願いいたします。

【清水（康）委員】 私のほうからは、「自殺対策基本法の一部を改正する法律案」の内容と、あと、この法案の審議の進捗状況についてご報告させていただこうと思います。お配りいただいている、委員提出資料の4枚目からになります。先週になりますか、朝日新聞の一面でも大きく取り上げられていましたが、自殺対策基本法の施行から10年というこの節目に際して、基本法の改正の作業が国会で、今、進められているところです。

この、4枚目にありますものが、その改正案の概要ということになります。また、その裏面が自殺対策基本法の改正に係る経緯ということで、これまでどういう議論を経て、このような改正案、あるいは改正に向けた作業に至っているのかということの説明の資料です。またその後が、自殺対策基本法の新旧対照表ということで、改正案と現行案ということでその比較ができるものをつけております。

4枚目のこの概要を見ていただければと思うのですが、時間に限りがありますので、大きく3点だけご説明させていただこうと思います。

まず1点、非常に大きな変更が、第1条、第2条にかかわる部分です。つまり、目的、理念にかかわる部分ですが、目的規定に、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっている」ということを追加、また、基本理念のところにも、「自殺対策とは、生きることの包括的な支援」なんだという、そうした、これまでも自殺総合対策大綱の中には盛り込まれてはいたんですが、法律の中には書かれていなかった、こうした包括的な生きる支援であるとか、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すのだといったような自殺対策の方向性が、改めてこの法律の中で、改正案の中で示されているということです。

また2つ目のポイントとしては、上から、5つ目の丸になりますが、第13条、第14条にかかわる部分です。都道府県自殺対策計画等ということで、この改正案において、自殺対策の計画を立てること、これが、都道府県のみならず市町村にとっても義務化される

ということになっています。また14条は、そうしてつくられた計画に基づいて実行される自殺対策に対して、国が交付金を交付できるという、これまで交付金の条文というのは法律の中にありませんでしたので、この14条で改めてそうしたものが盛り込まれているということです。

あとその下、基本的施策の拡充、これが3点目になりますけれども、人材育成であるとか、あるいは医療提供体制の整備であるとか、さらには学校における、いわゆる自殺の0次予防と呼ばれる、ライフスキル教育等々についての推進も行っていくというようなことが、この基本的施策のところで盛り込まれているということです。

審議状況としましては、先週、参議院の厚生労働委員会から本会議に、法案が既に送られました。私も参考人としてこの委員会に出席してきましたんですけれども、非常に議員の関心も高く、おそらく今週中には参議院の本会議を通り、3月上旬、半ばあたりには法案成立、改正案の成立という運びになるのではないかとされています。ただ、国会のことですのでどうなるかわからないということです。これが通りますと、非常に大きな変更になる、とりわけ市町村にとっては非常に大きな変更になると思いますので、改めて東京都におかれましても、こうした改正案に基づいて、施行された後にはぜひ対策をさらに強化していただけたらなと思っています。

以上です。

【大野座長】 ありがとうございます。基本的な理念をどう実現するかということで、市町村の役割が非常に重要になってくるという、これは法律もちろんですけども、私たちが努力しなければならないことだと思います。

それでは続きまして、杉本委員お願いいたします。

【杉本委員】 遺族支援のプログラムとしては、大綱に盛り込まれていることもあって、これまで自助グループ、サポートグループ、いわゆる「わかち合いの会」と言われているものが主流を占めてきました。大きな意味があると思います。遺族の方たちが安心して、ありのままの思いを語るができる、そして少しずつ起きたことに向き合っていくということです。

ただ、それを続けていく中で、もう少し踏み込んだ、より積極的に、現在のそれぞれが抱えている困難に対処していくことに、もうちょっと積極的に取り組めるプログラムがないかということで、3年ほど、座長の大野先生のご指導をいただきながら、認知行動療法の手法を使った遺族のためのプログラムを、開発と言うと大げさですけども、作り上

げてきました。ようやく3年たったところで、少しずつ形になってきましたので、今日ご紹介させていただきたいと思います。

資料に印刷しております。私たちはセラピストではありませんから、遺族の方たちと基本的にはわかり合いながら、そして認知行動療法の手法を使いながら困難に対処していく、そしてご自身の傾向だとか、考え方の傾向とかということ、何ていうんでしょうか、向き合っていくというようなプログラムです。

見えにくいと言われている遺族支援ですけれども、こういった新しい取組も含めまして、やはりどれだけ対策に取り組んだとしても、亡くなる方がゼロになるということはないというこれはもう現実ですので、遺族支援も引き続き着実に進めていっていただきたいなと思って紹介をさせていただきました。

最近とても気になるのは、複数の方を亡くされた方たちの声が、かなり寄せられているということです。かなり年月がたっている10年、20年以前の死別であると、データとしても出てこないと思います。なので、一番最初の死別のときに適切な支援が受けられていたら、次の死別はもしかしたらば何らかの形で、形が変わっていたのではないかということを感じる人が多いので、ぜひ取組も続けて進めていただきたいと思っております。

【大野座長】 ありがとうございます。非常に地道に活動を続けていらっしゃる、私も少しだけお手伝いをさせていただいております。これからもぜひ、皆様方のご助力をいただければと思います。

それでは最後の資料ですけれども、齋藤委員が、今日ご欠席でいらっしゃいます。私、委員をさせていただいておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

今年の5月18日から21日にかけて、東京コンベンションホールで第7回国際自殺予防学会のアジア・太平洋地域大会が開かれる予定になっております。大会長が齋藤委員で、そのほか事務局長として札幌医大の河西教授、そして実行委員長として張先生が担当されております。これは、1960年に最初の国際大会が開かれて以来ずっと続いている、そのアジア地区の大会でございます。また、世界の視点から、そしてまたアジアの視点から、それを日本にどう生かしていくか、そういう議論がされると思いますので、ぜひこれもご協力いただければと思います。

それでは、ここまでの委員からの説明、ご報告に関してご質問、ご意見などはございますか。よろしいですか。

続きまして、それでは議事（3）東京都における取組に入りたいと思います。

本日は、井澤委員のところの国分寺市、東京都の各局での取組を幾つかご紹介させていただきます。

まずは1つ目の、国分寺市の自殺対策の取組、及び都における主要な自殺関連施策について、事務局からお願いいたします。

【堅多課長】 それではまず資料4をご覧ください。国分寺市さんの自殺対策の取組でございます。ゲートキーパーの養成講座をはじめに、メンタルセルフチェック「こころの体温計」、これはかなりの区市町村さんで導入されておりまして、パソコンやスマホを使ったストレスチェックでございます。健康状態や人間関係などの質問に回答すると、ストレスやその落ち込み度が、金魚鉢の中の金魚、それをのぞいている猫というような絵になって表示されます。その後、どこにどういう相談をしたらいいかという相談機関を表示していただいております。

その他に、自殺予防広報、子どもは特別対策強化月間でやります事業につきましても、あわせて広報にご協力いただいたり、それから、こころの健康相談ということで、精神科医の先生と保健師によるこころの健康相談を実施されています。

日の出町さんにつきましても、広報等で非常にご協力をいただいております。今後いろいろ、対策を考えていらっしゃるとうってしております。

それでは次のページ、資料5をご覧くださいと思います。

自殺対策につきましては、庁内連絡会議を設置しておりまして、各局に対しまして自殺関連施策、どのようなものを実施しているかを回答いただいたものでございます。子どもの自殺対策の取組方針に沿った形で、事前予防（一次予防）と、右にまいりまして二次予防、下に、事後対応、三次予防ということで、警視庁、消防庁さんをはじめ、各局でいろいろな対策を行っております。

以上でございます。

【大野座長】 ありがとうございます。

同じく、児童生徒の自殺対策にかかわる取組について、教育庁の増渕指導企画課長から、お願いいたします。

【増渕課長】 それでは資料6をご覧ください。教育庁が行います自殺対策には、道徳の時間における指導の充実などを通して、命の尊さですとか、そういったことを発達段階に応じて児童生徒に指導していくという、そういった対策と、それから、相談体制を充実させるという、教職員の側の対応、大きく2つの流れがございます。

教職員につきましては、そのこのペーパーにありますように、平成7年度からスクールカウンセラーの配置を開始して、25年度からは全ての公立の小学校、中学校、高等学校にスクールカウンセラーを週1回、年間35回ということで配置をしています。

それから25年3月のところ、もう残部がなくて、今、手元のこれしかないんですが、こういったリーフレットを全教職員に配布しまして、子供たちの様子を把握するためのチェックポイントですとか、それから個別の面談の具体的なやり方、配慮事項、それから関係の機関の電話番号のリスト、そういったものをリーフレットにして全教職員に配布をいたしました。

それから今年度からは都立学校13校を対象に、スクールソーシャルワーカー配置の試行をしています。区市町村立学校には平成20年度からもやっておりますけれども、こういった取組が、現在までの取組です。

主なポイントになりますのは、相談体制の充実ということで、そのこの2(1)にありますように、気になることがあったら教職員等の大人に伝える指導の徹底など、児童・生徒に対する学校教育相談の充実です。それから右側の(2)の教職員間の情報共有など、全教職員による組織的な指導体制の確立です。さらに、(3)のところの関係機関等との連携など、家庭環境や保護者の養育状況の把握と適切な支援の実現です。こういったあたりが主な中心になってきますが、残念ながら、このところ児童生徒の自殺の数が増えてくるという傾向がございます。

そこで今年度、27年度には、11月にまず専門家の方をお呼びして、我々の今までの対策で何か漏れがなかったかどうか、ちょっとそのあたりのお話を伺いました。それから、校長連絡会等、さまざまな機関を通して周知徹底を図っています。

それから、ここには書いていませんが、9月1日に自殺の数が増えるという報道がありましたので、夏休み前に全ての区市町村の指導事務担当者を集めまして、9月1日に向けての対策を徹底をしました。具体的に言うと、1学期の末に気になった子供については、夏休み終わる前に家庭に連絡をしてくださいということすとか、9月1日にもし休んでいる子がいたら、その日のうちに必ず連絡をしてくださいということすとか、学期の初めに個人面談の期間を設けてくださいすとか、そういった取組をしています。3学期の初めについても同様のような対応を行っております。できることを、とにかくいろいろあの手この手を通してやっていくしかないかなと思っております。

簡単ですが、以上です。

【大野座長】 増淵課長、ありがとうございました。

続きまして、資料7から資料10は、福祉保健局の取組になります。一通り説明をお聞きした上で、意見交換をしてみたいと思います。それではよろしくお願いたします。

【堅多課長】 それでは資料7、福祉保健局自殺対策担当のところで行っております、自殺総合対策事業の実施状況でございます。まずは基盤整備といたしまして、本会議の下に、若年層対策分科会とハイリスク者等対策分科会、2つの分科会を設置しまして、多種多様な主体の連携によって、こういった取組をしていったらいいかというのを議論しております。

それから1次予防ということで、普及啓発がメインになります。9月、3月の自殺対策強化月間で、特別電話相談、通常より時間を長くしたり、東京都の自殺相談ダイヤルでしたら24時間実施をしましたり、弁護士さんとか精神保健福祉士さんとか、専門の相談員さんが中に入るというような特別相談を実施しております。

それから、講演会としまして、今年度は9月と3月、来月やりますけれども、両方とも、若者対策ということで、実施をいたします。3月につきましてはまた後ほどご説明させていただきますが、大学生向けの講演会というのを予定しております。

それから2次予防、危機対応ですが、ゲートキーパーの養成事業につきましては、基本的には区市町村の事業ということで、区市町村さんに行っていていただいております。ただ、私どもの、東京都庁の中の職員ですとか、関係する団体さん等には、直接出前という形でお話をさせていただいております。

それから、「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク」で、私どもの事業で自殺相談ダイヤルというのがございまして、精神保健福祉士、臨床心理士等の相談員が、電話を受けるんですが、その電話を受けてそれ1回で終わりということではなくて、必要な支援につないでいくということが非常に重要でございまして、そのつなぐ先というのが、東京ネットワークで形成しております、色々な団体等に繋いでおります。

あとは、うつ診療充実強化研修というのを地区医師会で実施させていただきまして、今年度で全地区医師会、全部網羅することができましたので、今年度で終了といたしますが、ただ、今後はいろいろな講習会とか研修会にもご参加いただけるように、医師会さん等にはご案内をさせていただく予定でございます。

それから、先ほど薬剤師会さんのほうから、国のポスターの掲示というお話もございましたが、私どもも、少々遅れてしまったのですが、ポスターやチラシもつくっております

ので、改めて、お願いをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから次のページでございます。事後対応3次予防ということで、未遂者支援と遺族への支援、対応が重要な要素でございます。救急医療機関のスタッフの皆様に対して、未遂者が入院してきた場合に、どう対応していったらいいかという研修を、これは毎年、年2回行ってございます。研修では、医師、看護師、ソーシャルワーカー、事務等の職種の方、いろいろな病院の方、医療機関の方による事例検討を行い、他の病院のやり方とか話を聞くことができたということで好評でございました。49医療機関でしたが、かなり熱心に聞いていただきましたので、来年度も引き続き行っていきたいと思っております。

次の、未遂者支援事業、こころといのちのサポートネットは、資料8でご説明をさせていただきます。

遺族への情報提供でございますが、お配りしております「大切な人を突然亡くされた方へ」というリーフレットを作成しております、これは、遺族の方にきちんと届きますように、監察医務院のや多摩地区だと、警視庁の検視官の方にお渡しして、ご遺族のお手元に届くようにということをお願いしてございます。お手元のものは昨年度の1月発行になります。現在、見やすい形で修正作業を行っておりますので、できましたら、お手元にお届けいたします。

それから右側でございます。地域自殺対策緊急強化補助事業、いわゆる基金事業といわれるものでございます。これは、補助率10/10で行ってございましたが、平成27年度については、東日本大震災の避難者の支援事業に用途が限定されておりました、被災地とかその周辺であれば事業としてはあるのしょうけれども、なかなか東京都ではないということと、東京都では、総務局の復興支援部がやっておりますので、私どもは事業としては該当がないということでございます。

新たに設置されましたのが、地域自殺対策強化補助事業、国からの交付金でございます。ただ、これにつきましては、基金と違いまして補助率が導入されております。本年度は若年層と未遂者支援については10/10、相談事業、人材養成、自死遺族支援については3/4、普及啓発は1/2ということでなっておりますが、また来年度予算はもう一段切り込まれてしまいまして、もう10/10がほとんどないという状況になっております。

それでは、次の資料8でございます。ちょっと表題が長いので、サポートネットと、省略型で話させていただきます。この事業は、平成26年7月に開始しました。救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺の再企図を防ぐのを目的とした事業でございます。基本

はまず、救急医療機関から電話を受けてそれに対応しますので、電話相談でございます。自殺の電話相談ダイヤルと同じメンタルケア協議会に委託しております。

未遂者支援は特別区さん等でももう既におやりになっていらっしゃるところはございます。基本は、地域のネットワークの中で完結しない、そこでは解決しないものについては、こちらにご相談くださいという形の仕切りにさせていただいております。かかりつけ医や、区市町村の福祉事務所、保健所等々の必要な支援につないでいくものでございます。

1枚おめくりいただきますと、一昨年の7月10日から昨年の12月31日までの実績とでございます。相談を受けましたケースが342件、そのうち医療機関からが150、その他警察とか救急隊、消防庁、検察等からが192件でございます。都外からもありますけれども、都外からかかってきたらその県の然るべきところにつないでおります。

結果としまして、下から2つ目ですが、ほとんどは精神科の入院先を探してほしいというようなご要望が多いと聞いておりまして、入院が123件、外来が28件、その他入院ということで、医療機関につなぐのが非常に多ございまして、地域の資源活用という、相談支援機関につなげるというのはそれほど数は多くはございません。

右側ですが、一応朝の9時から5時まで年中無休でやっております。電話は19時までには何かあったときの対応でかかってこれるような形にしておりますけれども、もし医療機関を探すのであれば、相手方のソーシャルワーカーさん等々がいらっしゃるのが、どうしても日勤ということになりますので、5時までの部分が多くなって、それとあと金曜日までの相談が多くなっているというところでございます。

次のページでございますが、具体的にどういう形で進めていくのかというのを、わかりやすくフロー図にさせていただいております。2つの事例について、フローチャートでお示ししてございます。わりと困難案件の2つでございます。左側が、実際にサポートネットの相談員が医療機関に出向いて、本人と面接をしているということ。両親とともに医療機関へ報告と、下から2つ目ですが、実家近くのC精神科診療所に仲介ということで、かなりきめ細かく対応をしている状況です。

右側をご覧くださいますと、さらにこれは困難案件でございまして、アルコールとか薬物とか色々とかかわってきた方のようにございまして、これも、相談員が医療機関に出向いて、本人と直接面接しています。サポートネットの事業には、スーパーバイズということで精神科の先生のアドバイスを受けながらきちんとやっております。保健所へも同行して相談をしているというようなところで、最終的にはまだ安定はしていないんですけれ

ども、ケースワーカーさんとかP S Wさんとか、色々な方が集まってどうしたらいいかという支援策を練っているという状況でございます。

この事業も、26年から始まって来年度で3年目になりますので、事業検証をきちんとした上で、今後どうするか。この前のハイリスクの分科会のときに、消防庁さんから、自殺未遂で搬送される方々は4,000人を超えるというようなお話もございましたので、そういった方も含めて、東京都としてはどういうところをやっていかなければならないのかというのを、きちんと整理していく必要があると思っておりますので、ご意見等頂戴できれば幸いです。

それから、カラーページ、カラー刷りの、こころといのちの講演会でございます。これ、行政にしては何だろうこれというようなテーマになっております。先ほど、東京都の説明の中で大学生の自殺者数が増えてきているというのをお示ししました。3月の強化月間には大学生向けの講演会を開催するんですが、なかなか、講演会をやります、先生に講演をお願いしますと言っても、学生さんたちも自分ごとではないなということで、あまり関心を持ってもらえない状況かなというのがございまして、今年は、私どもの若年層分科会の委員を務めていただいております、東洋大の加山先生のゼミの学生さんに企画運営をご協力いただきまして、自分たちがどう考えて、どう対応していくかというのを、自ら考えようという内容で、学生によるワークショップを行っていく予定にしております。ありのままマイスターというのは、ありのままの気持ちで自分に対しても周りの人に対しても接していこうと、この名称も学生さんが考えていただいております。ご興味ありましたら、また、お近くの学生さんにぜひお声をかけていただいて、ご参加を募っていただければ幸いです。

それから最後に、資料10でございます。28年度の若年層の関連事業でございます。A4のペーパーで一番後ろにつけてございます。まず新規としましては、都内のコンビニエンスストアで児童生徒が1人ぼつんと何時間もいたりとか、ちょっと傷があるなとかという、そういう子供たちを見つけたら、きちんと通報したり相談に乗る、声をかけるというような、児童生徒の自殺防止についての見守り活動を、コンビニさんに行っていくと、そのための従業員向けの研修ですとか、対応マニュアルの作成を予定しております。

それから、小中学生の居場所づくりですけれども、これは、なかなか学校にも相談できない、親にも相談できない、自分はどこに行ったらいいんだろーというお子さんもいると聞いております。悩みを持っているこういう子供たちが、気軽に立ち寄れる場所、

そこに行って何かを特にしなくても、寝ていてもいいし、本読んでいてもいいしみたいな、そういう居場所づくりの具体的な取組を検討するためのPTをまず設置しまして、貧困対策のいろいろな事業等もごございます、そこと調整を図りながら検討した上で、モデル事業が実施できたら開始したいと思っております。

それから拡充事業としまして、若者の自殺の数というのが、夜間、深夜に、12時前後をピークにして増えるという、国のほうの白書の中にもございました。それで、自殺相談ダイヤルの夜間、深夜帯の22時から3時の間、相談員を増やします。

それから、私どものホームページですが、余り見えておもしろいものではなく、字ばかりで見づらいと、必要な情報になかなかとどろつかないというのがございましたので、特に若年層への情報発信がきちんとできるようなホームページを作成しまして、パソコンだけでなく、スマホとかタブレット端末も対応できる内容としたいと思っております。

それから、今年もやりました若者向け予防講演会と、若者向けのリーフレットですが、これがハンカチ型、お手元に配っておりますけれども、ハンカチ型リーフレットと私ども呼んでおまして、四つ折りにしますと、これがどんなものを意味するのか見ただけではわからないということで、スッとバックの中にしのばせておいていただければ、活用できるかなど。この中には、若者向けの相談先、チャイルドラインから始まって、女性相談センターとか寄り添いホットラインというのも入れてございます。ただこれも、10代と、また社会人に向けて20代では内容は変わってきますので、内容を二通りにして分けてつくる予定にしております。

それと、お手元にこちらですね、「もやもやしたら相談してみよう」という、猫の絵が描いたものでございます。これが私どもの多摩小平保健所で作成しまして、圏域の市や学校の先生方のご意見を頂戴して、これまで中学1年向けは作成していたのですが、思春期に入る前が一番不安定な状況になるので、小学校の高学年向けにということで、この冊子を作成して、子供たち自ら、もう自分を大切にできる力をつけようということで、授業にも活用していただけるような内容になっております。あわせて保護者向けと、あと教職員向けの解説書を作成してございます。著作権は私ども保健政策部で持ちますので、区市さんとかはじめ、お使いになりたいというところがございましたら、ぜひお問い合わせいただければと思っております。

以上でございます。

【大野座長】 ありがとうございます。ただいま、東京の自殺の現状、そしてその取

組についてご説明をいただきました。現状のところでもお話がありましたけれども、東京都は全国と比較して若年層の自殺の割合が高くなっております。そういったことから、若年層の対策というのは重要な課題になっていて、自殺未遂者等の支援についてもさらに効果的な施策が打ち出せればと考えております。こうした若年層、自殺未遂対策等々につきまして、委員の皆様方からご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

【清水（康）委員】 ライフリンクの清水です。ちょっと1点、進行というか質疑に関してのご質問をさせていただきたいのですけれども、分科会は分科会でいろいろ議論しているじゃないですか。ただ、そのご議論を、この会議の多くの委員の方たちはご存じないという中で、どのあたりまで、分科会での議論を繰り返していいものかとか、ご質問はと言われたときに多分、私、前回の分科会のとおりと同じような指摘をさせていただこうと思いつつ、それはそれで分科会でやっているわけなので、もしここで改めてとなると分科会の意味がなくなるし、そのあたりの区分けをお願いします。

【堅多課長】 分科会でいただいたところで、できるところは、盛り込んでおりまして、若年層の事業につきましても、既存の貧困対策と連携をというお話も頂戴しましたし、ホームページの作成に当たっては、スマホ等でも見れるようにというご意見を頂戴しましたので、資料の中に追加をさせていただいております。

【大野座長】 それでは清水委員、今、お聞きになって、もう少しこういうところを強調するといいいんじゃないかとか、こういうところはどうかというのを教えていただくと、皆さんと共有できていいかなと思いますけれども。

【清水（康）委員】 1つはこの、こころといのちのサポートネットが、3年間たって評価の時期に入っているというお話、これも分科会でもあったんですけども、そのときに、じゃあこれから先、5年先あるいは10年先、東京都の自殺未遂者支援というものをどういうふうに進めていくのかという、そういう大きなビジョンの中において、今この事業がどう位置づけられているのかということで評価をしないと、この事業単体で評価をしようと思っても、評価軸がなければ評価のしようがないと思いますので、そうした、5年先、10年先の未遂者支援の事業のあり方を、改めてここでも議論するのか、都のほうで案をつくっていただくのか、そうした中で、それに基づいてこの事業を評価していくという、評価の進め方がいいんじゃないかということでご提案させていただいたのが1点。

あとは、まさに先ほど居場所のところ、子供たちは必ずしも学校の先生や親御さんに相談できるとは限らないと、場合によっては親から虐待を受けていて、しかも先生に相談

したいと思っているんだけど、でもたまたまその年の担任の先生がどうも頼りないというようなことだって、これは、まああるわけであって。そうしたときに、教師か保護者、親に相談しなさいということしか言われていなかった子供は、やっぱり相談のしようがなくなっちゃうわけですね。ですからそれは、第三者的な立場の人に相談できる回路もちゃんと子供たちには示しておく必要があって、そうした意味で、この居場所活動を展開する際には、「こども食堂」、まさに子供の貧困のところでやっている事業とかもあるので、そうしたものと連動させながら、子供たちのSOSを第三者的な立場の人が察知できる、受けとめられるような、そういう機能をぜひ盛り込んでいただきたいということで、お話しさせていただきました。

関連で、新しくというか、1点追加でちょっとご質問させていただきたいのが、まさに今の、資料6ですね、児童生徒の自殺防止対策に関するところで、この2（1）のウ、すぐに教職員等の大人に伝える指導の徹底ということであるわけですがけれども、この「教職員等」というのは、教職員あるいは学校のカウンセラー、あと保護者というようなことになりますかね。そのご質問と、加えて、足立区では、これも分科会では報告があったんですけども、公立の全ての小学校、中学校に保健師が出向いて行って、自分を大切にしようという授業を行う。これは、相談の仕方を具体的に教えたり、あと、子供たちの中には、整理してちゃんとうまく相談できそうにないから相談しない、相談できないというふうに思ってしまう子も少なくないというような状況の中で、そういうもやもやの中でももう、相談していいんだよと。だから、相談していいんだよということと、具体的にどう相談すればいいかということ、保健師が授業をして回っていると。回っている中でアンケートを答えてもらおうと、子供たちから、先生や親には言えなかったんだけど実はこういう問題を抱えていてというようなことを、その保健師さんに告白する場にもなっているようで、保健師さんがそれをもとにして、学校や家庭と連携をして支援をしていくというようなことも行っているみたいなので、この資料6の2（1）のウのところ、例えば、そういう保健師さんが含まれるような形での支援の展開も、ご検討いただけたらなと思います。

【大野座長】 はい、お願いいたします。

【増淵課長】 ご質問の、この教職員等の「等」ですけれども、これは学校の教員や保護者だけではなくて、関係の機関、全部含まれます。私どもは、相談機関については、外部の相談機関を書いた、生徒手帳に挟み込めるような小さなカードがあるんですが、それ

は年3回配っていきまして、誰でも、とにかく大人に相談しなさいと指導しています。一番身近なのは教員や保護者ですのでそれを言いますが、何も教員や保護者に限りませんよという形で言っています。

それから、保健師さんの派遣ですけれども、そういった取組、やっているところは承知していますので、外部の、そういった方のお力もいただきながら、子供がいろいろなところに発信できるようなそんな取組は、さらにいろいろな形で進めていきたいとは思っております。

【大野座長】 ありがとうございます。

とても重要なご指摘だと思います。私も居場所づくりというときにこれ、どういうところが居場所になるのかとお聞きして、いろいろな意見を聞きながら、また取りまとめているいただいて、幅広い居場所が必要なのだと思うのですね。今のご説明を伺っていて、私もサポートネットに関して言えば、おそらく医療機関でもいろいろな取組をされていると思います。そういうのと連携しながら、新しい東京都の仕組みをつくっていただくことも必要かなと、それを視野に入れた上に、今、清水委員がおっしゃったように、評価をしていくということも必要なんじゃないか。

あとは、相談をするということに関しては、私も幾つか資料を差し上げたんですけども、それを、相談の仕方について少し教育をするとか、グループワークをするみたいな、最近文科省はアクティブラーニングと言っていますけれども、そういうものを取り入れたような仕組みづくりもできるんじゃないかとか、そのあたりはまた、具体的に詰めていただけるといいかなと思っております。

非常に貴重なご意見をいただきまして、ほかに、いかがでしょうか。

それでは、小野代理、先に。

【一瀬委員代理（小野常務理事）】 資料6なんですけれども、東京都教育委員会のほうで、これまでの取組ということでお話を伺いました。平成7年度からスクールカウンセラーが配置で、25年度に全公立の小学校、中学校、高等学校にカウンセラーが配置されたら、今、ご報告を受けたわけです。資料の、自殺者の推移を見ますと、26年度に、児童が小中学校、それと高等学校もそうですけれども、増えているわけですね。そうしますと、せっかくカウンセラーが配置されたにもかかわらず増えているというところで、何かそういう検証等がありましたら、教えていただきたいと思います。

【大野座長】 お願いします。

【増淵課長】 これは、わかりません。ただ、スクールカウンセラーが配置された平成25年度、全校には25年度ですので、25年度について、今まで全くカウンセラーが派遣されていなかったところは、やり方を少しずつ先進校から学んでいたということはあるかと思います。そこにありますように、平成26年度から、小5、中1、高1を対象に、全員面接というのをやり始めています。これは、そもそもはいじめ対策ということで始めたのです。小5、中1、高1のときに、いじめの件数が増えます。そのときに、スクールカウンセラーって先ほど申し上げたように週1回ですので、子供からすると非常に敷居が高い。なので、例えば、健康診断のときですとか、そういったときも活用して、とにかくこの学年については全員スクールカウンセラーと相談をさせて、この人がスクールカウンセラーなんだと、ここに行けばいいんだと、1回相談の経験をさせることで敷居を低くしていくという、そんな取組をしていて、このことによって、この子についてはちょっとアンテナを高くしたほうがいいのかという情報を担任がもらって、その後のケアにつなげるとかそういったことを今やっておりますので、さらにこのスクールカウンセラーの専門性を生かした取組を進めていきたいとは思っています。

【大野座長】 ありがとうございます。これもまた難しい問題です。ただこれ、数が少ない、少しこの亡くなった方の背景なんかも調べて検討していただくと、何かまた見えるかなとも思いますので、お願いをいたします。

まず杉本委員、先ほど手を挙げられていましたので。

【杉本委員】 遺族支援の事業に関して、少し質問させていただきます。私、当初から東京会議の委員をさせていただいておりますけれども、当初に比べて自死遺族支援というの、とっても後退しているのではないかという気がいたします。このリーフレットを拝見しますと、東京都では行政と民間が一体となって遺族支援に取り組んでいますとありますけれども、先ほどの、今年度の取組ですか、情報提供のみになっているので、遺族支援に関する東京都の取組の姿勢とかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

それからもう1点、子供、小中学生の居場所づくりですけれども、自殺が、自宅で起きていることが非常に多いということから、子供たちが第一発見者になっているという例というのが非常に多いんですね。その子供たちのケアというのは、とっても大きな問題ではないかと思います。学校の先生にしろ、スクールカウンセラーにしろ、自殺で親や兄弟を亡くした子供たちが、そのことについて相談しているとは私は思えません。とてもそういう環境ではないと思います。なので、この居場所づくりの中で、ぜひ親や兄弟を亡くした

子供たちの居場所はまた、すごく丁寧に考えていただきたいなと思っております。

【大野座長】　　お願いします。

【堅多課長】　　ありがとうございます。現在東京都の予算としては、遺族支援のためのリーフレットを2万部作成しております、非常に重要な取組だと思っております。一方で、先ほど申しました交付金を使って、民間団体さんの事業に対して支援している部分が多くございます。

あと、特別区ですとか、市も、少しずつ遺族支援を実施している状況になっておりますので、基本的には各地域での対応をメインにした形にしまして、役割分担でやっていければと思っております。

あと、居場所づくりについて、遺族の方、子供たちもというお話ですが、これにつきましては、今後PTを設置して、どういった形でやっていけばいいかというのを議論いたしますので、その中で、検討できればと思います。

【杉本委員】　　自殺対策、私は否定する立場ではもちろん全然ありませんけれども、遺族にとっては非常に微妙です。サインに気づけばというポスターがありますけれども、私は気づけなかった、これだけ社会で活動しているにも関わらず、親である私が気づくことができなかった、防ぐことができなかったという自責感というのが非常に強いものがあります。今、遺族の人たちがネットでいろいろな情報を探すと、真っ先に出てくるのは、あなたが悪いわけではありません、あなたの責任ではありませんというようなメッセージがたくさん出てくるんですね。これは、以前にはなかったことで、確かに意味があると思うんですけども、一方で、サインに気づいてみんなで防いでいきましょうということは、一体自分たちはどう解釈すればいいのだという、ものすごく大きな葛藤があるんですね。

そういう中で、それらを経て、それでもやっぱり対策をしていかなければいけないのだというところまでいくには、それ相当のエネルギーも時間もいろいろなことが必要です。ステレオタイプの防止活動をやっていると、余計に傷つけてしまう結果になる、結果として防止対策になかなかかなりにくいという側面があるということも、あえてちょっとお伝えさせていただきたいと思います。

【堅多課長】　　ご意見ありがとうございました。

【大野座長】　　ありがとうございました。こういう啓発とか、情報発信をどうするかというのは非常に微妙な問題があるんだろうと思います。そして、その中で私も少しお手伝いをさせていただいている中で、非常に、ある意味で孤立感というか、一生懸命頑張っ

いるんだけど誰も誰が助けてくれるんだろうという、活動をしていらっしゃる方もそういうお気持ちが非常に強いように思います。そういう方たちをうまくサポートできるような仕組みも必要なんじゃないかなと思っております。

それでは、寒川委員お願いします。

【寒川委員】 2つありまして、一つは、今、お話に出ている、教育委員会の取組についてです。先ほどから伺っていると、大人に、とにかく相談しよう、相談してください、大人が受けとめますということがとても多いように思うのですが、夏休み明けですとか、始業式が始まった日に子供が自殺するといったようなことが問題になったときに、ネットで、図書館があるから、図書館でひとりで過ごしていいんだよ、学校行かなくてもいいんだよという記事がすごく話題になったことが、ついこの前の始業式のときにあったわけなんです。学校に行かなくてもいいよとか、来なくたっていいんだよとか、図書館でひとりで過ごしていいんだよというような、誰にも相談しなくても、ひとりでいられる居場所があるならば、そこでもいいんだよというような方向も、もしかしたら必要なんではないかなと思っているので、そのあたりのことについてお伺いしたいというのが1点であります。

もう一つは、福祉保健局のほうに、自殺総合対策事業のことでお伺いしたいんですが、私は、事件とか犯罪の取材をしているんですけども、その中で、東京都が今年度、犯罪件数が減っている中で、なかなか人の体感治安というか不安感が消えないことがなぜなのかという調査を、今年度から都内5カ所の地点で継続的に始めていると聞いています。その中では、犯罪に限らず、何が人々を不安に駆り立てるのか、一方で、安心につながる要素というのは何なのかという調査もしていると聞いています。何かそういう調査は、犯罪対策とか不安を消す対策だけでなく、自殺対策にも参考になる部分があるんじゃないかなと思うんですけども、そういうあたりの連携とかというのは、なかなかできないものかなと思うので、そこについても伺いたいと思います。

【大野座長】 じゃあ、お願いします。

【増渕課長】 神奈川県図書館だったと思いますけれども、あのニュースは私もよく記憶がありますけれども、一番大事なのは子供の命ですので、子供の様子によっては休む選択肢も示すことはあるかと思うんですが、そのときに、誰か大人がちゃんと子供がケアできる体制をとっておく必要があります。そこは保護者の方ですとか、あと学校はどこまでチームでできるのか、学校外の関係機関に依頼するのかなども検討する必要があります。

また、先ほど、担任の当たり外れみたいなことがありましたけれども、やっぱり学校は担任一人で抱えていると必ず限界が来ますので、管理職を中心に、生活指導主任ですとか養護教諭ですとか、それこそスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、チームとして、1人の子供をどうやって支えていくのか、一人一人の状況に応じて組織として対応しなければならないと思います。その中で、じゃあ当面これは保護者と連携をしながら、学校外での指導ということもあり得るだろうというようなことは、ケース・バイ・ケースでやっています。ただ、どこまで徹底できているかどうかはわかりませんが、繰り返しますが、子供の命がとまかく第一ですので、そういったことはやっていますし、それからさらに徹底していきたいと思います。

【大野座長】 お願いします。

【堅多課長】 申し訳ございませんが、寒川委員のおっしゃったその調査というのを把握しておりませんで、どこが主体でやっているとこののを、後でお教えいただければと思います。

【大野座長】 ありがとうございます。図書館に関しては、区レベルでは、区立の図書館と区が共同して、その居場所づくりみたいなのをやっているところはあると思うんですね。そのあたりもまた参考にして、新宿区なんかそういうのをやっていますけれども、参考にさせていただければと思います。

高塚委員どうぞ。

【高塚委員】 相談体制を充実させるということはもちろん大事なことなのですが、ただそれとは別に、今の若者や子供たちの意識が大分変わってきているところに目を向ける必要があると思うのですね。それは何かというと、幾ら相談しなさいとか、相談することが大事だということを教えても、子供たちや若者たちの中に、人に相談することを嫌がる、あるいは相談することは自分の弱みを見せることだから、それはだめだというような、そういう感覚を持っている人間が、最近増えてきていると思うんです。つまり、自分の弱みを人には見せられない、見せたくない。

これは難しい問題があるんですよ。それは、今の日本の社会が持っている、自立を強調する社会という、アンビバレンツな問題があると思うんです。自立が強調される分だけ、若者や子供たちというのは、自分の闇を人に言っちゃいけないんだと、何でも自分で解決しなきゃいけないんだと、そう思い込んでいく。ちょっと前までは引きこもり系の若者に強かったんですが、それが最近見ていると、どうも高校生、中学生、あるいは小学校の

高学年の中にも同じような感覚でいる子が見えてきている。だから彼らは、きちんとした相談をするんじゃなくて、LINEのようなものを使って、仲間内で何とかその問題を解決しようとするんですね。ところが、いろんな専門的な相談に対してそれを打ち明けて、何とか回避しようという意識にはならない。ですから、一方で自立が強調される社会ですから、それはそれで決して間違っているとは言えない。だけど、そこが強調されるほど、子供や若者は逆に人に頼るとか、人に相談するとか、人に助けをもらおうということは、しづらい社会が進行している。そこを何とかしなければ、この問題はなかなか解決できないんじゃないかと、私は思っています。

【大野座長】 はい、ありがとうございます。このあたりはまた、若者の心性ということで、いろいろと先生方のご意見を頂戴したり、また若者自身の声なんかも聞きながら、対応していければいいんじゃないかなと思っております。なかなか一筋縄でいかないですよ。ほかに、ご意見、ご助言とかございますか。よろしいですか。

そろそろ時間となってまいりました。そこで、議事はここで終了させていただきたいと思えます。委員の皆様方から、ほかにまだございましたらお受けいたしますけれども、いかがでしょうか。

いろいろな、多様な意見が出てまいりました。その中で、これをまた事務局のほうでとりまとめていただいて、さらに次への発展につなげていただければと思います。

最後になりますけれども、東京都の技監でいらっしゃる笹井委員からも、一言、まとめのお言葉をいただきたいと思えます。

【笹井委員】 東京都保健福祉局技監の笹井でございます。本日は大変さまざま、貴重なご意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。

近年、自殺で亡くなる方は減少してきているとはいうものの、東京都では年間2,500名に近い方がまだ亡くなっていらっしゃるということで、私どもとしましても、これまでのさまざまな取組を検証しながら、特に若年者対策を中心に、今後も一層取り組んでいかないといけないと、また改めて感じたところではございます。

本日ご報告がございましたけれども、今後、自殺対策の基本法案が成立するとしましたら、東京都も自殺対策の計画を策定するということになるかと思えます。この会議の、さまざまなお意見、議論も踏まえまして、計画も策定していくことになるかと存じますので、引き続き関係機関の皆様と連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

今日は、本当にありがとうございました。

【大野座長】 笹井委員、ありがとうございました。

また委員の皆様方も、今日は示唆に富んだご意見を多くいただきました。ありがとうございます。

それでは、次第4その他ですけれども、事務局から何かございますか。

【堅多課長】 本日は、本当に多くの貴重なご意見をありがとうございました。皆様からのご意見等を踏まえまして、先ほど笹井技監からございましたように、東京都の計画をつくる際にはきちんと反映させていければと思っております。

それでは、本日配布しました資料、お荷物になる場合はそのままお席に残していただければ、後ほど私どもから郵送いたします。また、お車でお越しの方につきましては、事務局で駐車券を用意しておりますので、お申しつけくださいませ。

以上でございます。

【大野座長】 ありがとうございました。

本日予定をしておりました議事はすべて終了いたしました。

本日は、長時間にわたりまして熱心にご討論いただきまして、ありがとうございます。

これにて、平成27年度自殺総合対策東京会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

— 了 —